愛媛県報

令和７年６月24日火曜日　第621号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 愛媛県資源管理方針の変更……（水産課）… 501
○ まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量……（　〃　）… 510
○ ぶりに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量……（　〃　）… 510
○ 開発行為に関する工事の完了……（中予地方局建築指導課）… 510

公　　告

○ 一人用個室ブースの購入……（会計課）… 510
○ 会議室　机・椅子等の購入……（　〃　）… 511
○ 机・椅子（標準執務用）の購入……（　〃　）… 512

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告　　示

○愛媛県告示第638号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第９項の規定に基づき、愛媛県資源管理方針（令和２年12月愛媛県告示第1288号）を次のとおり変更した。

令和７年６月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　資源管理に関する基本的な事項

⑴　本県の水産業の状況

本県の水産業は、平成30年には生産量で137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

⑵　本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第６条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第１項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。

２　特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

⑴　水域

⑵　対象とする漁業

⑶　漁獲可能期間

３　特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

⑴　漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

⑵　留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

⑶　数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、⑴及び⑵の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

４　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

５　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

⑴　特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和２年10月農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するととも

に、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

⑵　特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

６　その他資源管理に関する重要事項

⑴　漁獲量等の情報の収集

ア　漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

イ　漁獲量等の情報は、法第26条第１項又は第30条第１項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

ウ　また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

⑵　資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

⑶　遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

⑷　その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実強化を図る。

７　愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第８項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね５年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも５年ごとに見直しを行うものとする。

８　個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、「別紙１の１まいわし太平洋系群」から「別紙１の９ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理の方針は、「別紙２の１かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３の１かたくちいわし太平洋系群」から「別紙３の21しらす愛媛県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

別紙１の１

１　特定水産資源

まいわし太平洋系群

２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まいわし漁業とする。

⑴　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ　対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

５　その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙１の２

１　特定水産資源
まあじ

２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県まあじ漁業とする。

⑴　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域
イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ　対象とする漁業
愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間
周年

⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を当該知事管理区分に配分する。

４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

５　その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙１の３

１　特定水産資源
くろまぐろ（小型魚）

２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（４月から６月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（７月から９月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（１月から３月まで）とする。

⑴　愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（４月から６月まで）

ア　当該知事管理区分を構成する事項

㋐　水域
中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第１条第１項第１号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

㋑　対象とする漁業
愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（以下「くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業」という。）

㋒　漁獲可能期間
４月１日から同年６月末日まで

イ　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

㋐　漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

㋑　漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から３日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）。

⑵　愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（７月から９月まで）

ア　当該知事管理区分を構成する事項

㋐　水域
中西部太平洋条約海域

㋑　対象とする漁業
くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

㋒　漁獲可能期間
７月１日から同年９月末日まで

イ　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

㋐　漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

㋑　漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から３日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）。

⑶　愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）

ア　当該知事管理区分を構成する事項

㋐　水域
中西部太平洋条約海域

㋑　対象とする漁業
くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

㋒　漁獲可能期間
10月１日から同年12月末日まで

イ　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

㋐　漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

㋑　漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から３日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）。

⑷　愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（１月から３月まで）

ア　当該知事管理区分を構成する事項

㈠　水域
　中西部太平洋条約海域
㈡　対象とする漁業
　くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
㈢　漁獲可能期間
　１月１日から同年３月末日まで

イ　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

㈠　漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

㈡　漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から３日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）。

３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

⑴　当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね９割を直近３年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、おおむね１割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は１トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

⑵　漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合において、融通により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加を行う時点が属する知事管理区分に当該追加分数量を配分することとし、融通以外により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加分数量を本県の留保枠とする。また、農林水産大臣が本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の１トンを残して減じることとする。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

⑶　留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分のおおむね１割を残して愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（翌年１月から３月まで）に配分することとする。

ただし、知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えており又は超えるおそれがあると知事が認めた場合は、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、本県の当初配分のおおむね１割を残し、必要とする漁獲可能量を当該知事管理区分に配分するものとする。

⑷　漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が１トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

５　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の７割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１の４

１　特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業とする。

⑴　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第５号）第１条第１項第１号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

イ　対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア　漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ　漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から３日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）。

３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

⑴　当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のおおむね９割とし、おおむね１割を留保枠とする。なお、留保枠が１トン未満であるときは１トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から１トンを差し引いた数量とする。

⑵　漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の都道府県別漁獲可能量を変更した場合には、当該変更数量の全量を本県の知事管理漁獲可能量から加

減することとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の知事管理漁獲可能量より多い場合は、その差分を留保枠から減じることとする。

4　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

5　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の７割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１の５

1　特定水産資源

するめいか

2　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県するめいか漁業とする。

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ　対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
小型機船底びき網漁業等	8,551

5　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙１の６

1　特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

2　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まさば及びごまさば漁業とする。

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

イ　対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

5　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙１の７

1　特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）（ステップアップ管理対象資源）

2　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし（太平洋系群）漁業とする。

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

イ　対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし・あじ・さばまき網漁業等	8,551

5　その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号）の本則

の第１の２⑸に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１の８

１　特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。）（ステップアップ管理対象資源）

２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業とする。

⑴　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

イ　対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
瀬戸内海機船船びき網漁業等	8,551

５　その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号）の本則の第１の２⑸に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１の９

１　特定水産資源

ぶり（ステップアップ管理対象資源）

２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県ぶり漁業とする。

⑴　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

イの対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

イ　対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がぶりを採捕する漁業

ウ　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
ぶりを採捕する漁業等	8,551

５　その他資源管理に関する重要事項

⑴　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号）の本則の第１の２⑸に定めるステップアップ管理を行う。

⑵　養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙２の１

１　水産資源

かつお（中西部太平洋条約海域）

２　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

３　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の１　削除

１　水産資源

かたくちいわし太平洋系群

令和６年11月21日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙１へ移行。

別紙３の２　削除

１　水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群

令和６年11月21日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙１へ移行。

別紙３の３

１　水産資源

ひらめ太平洋南部

２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らに

よる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の４

１　水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の５

１　水産資源

たちうお太平洋中・南部

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の６

１　水産資源

たちうお瀬戸内海

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の７

１　水産資源

まだい太平洋南部

２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の８

１　水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の９　削除

１　水産資源

ぶり

令和７年３月７日付けの資源管理基本方針改正により、特定水

産資源となったため、別紙１へ移行。

別紙３の10

１　水産資源

さわら太平洋南部

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の11

１　水産資源

さわら瀬戸内海系群

２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の12

１　水産資源

たこ愛媛県海域

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の13

１　水産資源

あわび愛媛県海域

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の14

１　水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の15

１　水産資源

いせえび愛媛県海域

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の16

１　水産資源

さざえ愛媛県海域

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の17

１　水産資源

いかなご愛媛県海域

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の18

１　水産資源

なまこ愛媛県海域

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の19

１　水産資源

いさき太平洋中・南部

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の20

１　水産資源

いさき瀬戸内海

２　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に維持することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

４　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙３の21

１　水産資源

しらす愛媛県海域

2　資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4　その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

○愛媛県告示第639号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和７年６月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まさば及びごまさば漁業	現　行　水　準

○愛媛県告示第640号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定に基づき、ぶりに関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和７年６月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県ぶり漁業	101,000トンの内数

○愛媛県告示第641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和７年６月24日

愛媛県中予地方局長　髙　岡　晃　仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
７中局建（開）第13号 令和７年６月13日	伊予市下三谷字十合原3652番１	伊予市下三谷734番地７ 東　山　理　恵

公　告

○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和７年６月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

1　入札に付する事項

(1)　件名

一人用個室ブースの購入

(2)　購入物品名及び数量

一人用個室ブース　一式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3)　購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4)　納入期限

令和８年３月31日（火）（納入時期については仕様書に記載）

(5)　納入場所

愛媛県庁第二別館４～９階執務室エリア

(6)　入札方法

ア　入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和５年度から令和７年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されてい

ることを証明した者であること。
⑶　４の⑶に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
⑷　修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
⑸　緊急時に速やかに対応できるものであること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
電話　(089)912-2156
⑵　入札書の受領期限
令和７年７月31日（木）午前９時から令和７年８月１日（金）午前９時59分まで
⑶　入札説明書の交付方法
⑴に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。
⑷　開札の日時及び場所
令和７年８月１日（金）午前10時
愛媛県庁本館１階　会議室
４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
⑶　入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和７年７月18日（金）午後５時
⑷　入札の無効
２に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
⑸　契約書作成の要否
要
⑹　落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
⑺　その他
ア　契約保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
イ　入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
ウ　詳細は、入札説明書による。
５　Summary
⑴　Nature and quantity of the product to be purchased: a set of one person booths
⑵　Time limit of tender: 9:59 a.m., 1 August 2025
⑶　For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和７年６月24日
愛媛県知事　中　村　時　広
１　入札に付する事項
⑴　件名
会議室　机・椅子等の購入
⑵　購入物品名及び数量
会議室　机・椅子等　一式
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
⑶　購入物品の内容等
入札説明書等による。
⑷　納入期限
令和８年３月31日（火）（納入時期については仕様書に記載）
⑸　納入場所
愛媛県庁第二別館３・10・11階会議室等
⑹　入札方法
ア　入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和５年度から令和７年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
⑵　納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
⑶　４の⑶に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
⑷　修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
⑸　緊急時に速やかに対応できるものであること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

電話　(089)912-2156

⑵　入札書の受領期限

令和７年７月31日（木）午前９時から令和７年８月１日（金）午前９時59分まで

⑶　入札説明書の交付方法

⑴に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

⑷　開札の日時及び場所

令和７年８月１日（金）午前10時

愛媛県庁本館１階　会議室

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

⑶　入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和７年７月18日（金）午後５時

⑷　入札の無効

２に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

⑺　その他

ア　契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ　入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ　詳細は、入札説明書による。

５　Summary

⑴　Nature and quantity of the product to be purchased: a set of meeting tables and stack chairs

⑵　Time limit of tender: 9:59 a.m., 1 August 2025

⑶　For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-912-2156

○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和７年６月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　入札に付する事項

⑴　件名

机・椅子（標準執務用）の購入

⑵　購入物品名あ及び数量

机・椅子（標準執務用）　一式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

⑶　購入物品の内容等

入札説明書等による。

⑷　納入期限

令和８年３月31日（火）（納入時期については仕様書に記載）

⑸　納入場所

愛媛県庁第二別館４～９階執務エリア

⑹　入札方法

ア　入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和５年度から令和７年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

⑶　４の⑶に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

⑷　修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

⑸　緊急時に速やかに対応できるものであること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

電話　(089)912-2156

⑵　入札書の受領期限
　令和７年７月31日（木）午前９時から令和７年８月１日（金）午前９時59分まで
⑶　入札説明書の交付方法
　⑴に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。
⑷　開札の日時及び場所
　令和７年８月１日（金）午前10時
　愛媛県庁本館１階　会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金
　愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
⑶　入札者に要求される事項
　この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
　なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
　提出期限：令和７年７月18日（金）午後５時
⑷　入札の無効
　２に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
⑸　契約書作成の要否
　要
⑹　落札者の決定方法
　この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
⑺　その他
ア　契約保証金
　愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
イ　入札書の提出方法
　電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。
　紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
ウ　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Nature and quantity of the product to be purchased: a set of desks for hot desking and office chairs
⑵　Time limit of tender: 9:59 a.m., 1 August 2025
⑶　For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156